

## 3-4. 制限行為能力

### 3-4-1. 「能力」という言葉 $\times \times$ 能力がある = $\times \times$ ができる

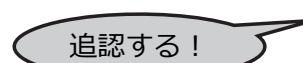
権利能力	権利を持ったり、義務を負ったりできる能力 ※これがないと民法の登場人物になれないのが原則 ※始まりは「出生」。終わりは「死亡」
意思能力	自己の行為の結果を弁識する能力→ <b>意思能力のない者の行為は無効</b> ※民法上、何をするにも最低限必要
行為能力	単独で有効に法律行為（契約など）をすることのできる能力 →行為能力がなければ、ひとりで契約などができない → <b>制限行為能力者</b> （行為能力が不十分な者）の行為は <b>取消せる</b> のが原則

☆ 「無効」 ≠ 「取消せる（取消すことができる）」 ☆

**無効**       $\times$       **初めから効力が無い**

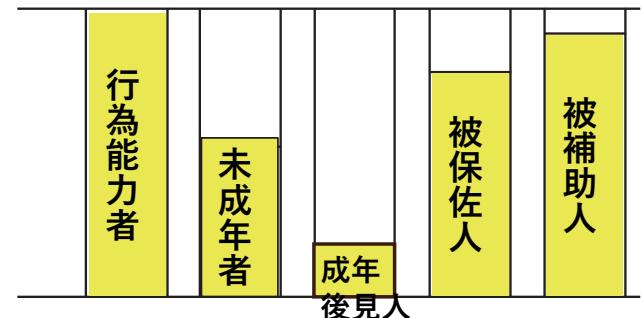


**無効**       $\times$       初めに遡って無効になる



**取消せる**       $\triangle$       **一応有効**  
**有効**       $\circ$       初めに遡って有効に確定する

## 3-4.制限行為能力



### 3-4-2.制限行為能力者の種類・違い

本人の名称	内容	保護者	制限行為能力者が1人でした行為の効力
未成年者	18歳未満	親権者 未成年後見人	原則：取消せる 例外：保護者の同意がある場合 単に権利を得たり義務を免れる行為 処分を許された財産の処分 許可を受けた営業に関する行為
成年被後見人	判断能力を欠くのが常態 + 家裁の審判	成年後見人	原則：取消せる 例外：日常生活に関する行為
被保佐人	判断能力が著しく不十分 + 家裁の審判	保佐人	原則：取消せない 例外：重要な財産に関する行為
被補助人	判断能力が不十分 + 家裁の審判	補助人	原則：取消せない 例外：申立ての範囲内の行為